

SKIM

2019 vol.1

今月のテーマ

医療広告ガイドライン

医療機関のウェブサイト
広告規制の対象に
 規制見直しで取り締まり強化

—— 医療機関でも、ウェブサイトを活用して集患を行うことは一般的になりました。ですが、一部医療機関のウェブサイトでは、内容に関しての、虚偽または誇大広告などでトラブルが年々増加しています。行政が指導しても、従来の「医療機関ホームページガイドライン」では法的拘束力がなく、なかなか是正されないという問題がありました。それを受けて2018年6月より医療広告の規制対象となるガイドラインが変更となったことで、対象外だった医療機関のウェブサイトも規制の対象となりました。また詳細のQ&Aが2018年10月に厚生労働省より出されています。

広告が禁止されている内容（一部）

掲載内容	具体例
「虚偽広告」	「絶対に安全な手術です」等の記載
「比較優良広告」	「最高の医療」や「日本一」等の記載
「誇大広告」	事実より良いものであると印象付ける「医師数の水増し」「施設写真」等の記載
「患者の体験談」	口コミなど自発的なものは除外
「治療前治療後の写真」	ビフォー・アフターの写真 ※ただし、治療・手術等の正確かつ十分な情報提供を行っており、「患者等を誤認させるおそれはない」場合は、除外

その他、レントゲンや内視鏡といった医療機器については、一般的な名称、それらの写真・映像、導入台数または導入日時については広告することは可能ですが、未承認の医療機器や、医療機器が特定可能となる販売名や型式番号については広告を行うことができません。

医学的にあり得ない表現の禁止

他と比較して優れていると宣伝する広告の禁止

患者自身や家族の体験談紹介の禁止

※医療に関する広告についてのご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にお問合せください。

POINT

今回施行されたガイドラインの内容を見ると、医療機関のウェブサイトでの、「誘引性」という観点において、広告規制が行われるかどうか判断されることになります。患者が誤解するような内容では、それは仮に正しい事実であっても広告不可となってしまいます。今後はサイトの見せ方、表現の仕方を他院と競うのではなく、医療機関としての利便性が差別化になるということを考える必要があるのではないでしょうか。

例えば、予約システムの導入等、広告ではない機能の具体的な入り口をウェブサイトに設置し患者の利便性を高めて、患者に選ばれるようにすることが大切でしょう。

気になる REPORT の全文はこちら



厚生労働省
 医療法における病院等の
 広告規制について



ここでは、今月のテーマ「医療広告ガイドライン」に関連した経営 Q&A をご紹介しています。気になる回答の全文は QR コードを読み取り、沢井製薬総合情報サイト medical site から閲覧ください。

医療機関の広告における禁止事項のポイントは？

Q.1

私たちの皮膚科クリニックグループは、保険診療とは別に、皮膚科の美容的な治療も行っており、混合診療にならないようにクリニックは別の場所に分けて、自由診療を行っています。厚生労働省から新しい医療広告ガイドラインが出されたこともあって、広告の内容に関しては特段に注意を払っていますが、法的にはどのような広告が禁じられているのか、具体的に教えてください。

A. 内容が虚偽にわたる広告は、患者等に著しく事実と相違する情報を与えること等により、適切な受診機会を喪失したり、不適切な医療を受けるおそれがあることから、罰則付きで禁じられています。…続きは WEB に掲載

気になる Q&A の
続きはこちらから



「医療広告ガイドライン」における 「医薬品医療機器等法」の規制について

Q.2

2018 年 6 月施行の「医療広告ガイドライン」では、ウェブサイト広告規制について言及されていますが、医療法だけでなく「医薬品医療機器等法」でも多くの規制があることを知りました。医療機関が扱う医薬品や医療機器等に関して、どのような広告規制があるのか教えてください。

A. 「医薬品医療機器等法」第 66 条第 1 項の規定により、医薬品・医療機器等の名称や効能・効果、性能等に関する虚偽・誇大広告が禁止されています。…続きは WEB に掲載

気になる Q&A の
続きはこちらから



ウェブサイト上で患者の治療前・後の写真掲載は 「一切禁止」なのでしょうか？

Q.3

「医療広告ガイドライン」では、インターネットのウェブサイト上で、治療等の後と前の写真を掲載するのは認めないという内容の記述が見られます。これは、手術前と後の写真掲載は、「一切禁止」という意味なののでしょうか？

A. 必ずしも、「一切禁止」という意味ではありません。…続きは WEB に掲載

気になる Q&A の
続きはこちらから



Coming Soon

医療現場でよくある経営 Q&A や医療ニュースの掲載を開始します！

「働き方改革」や「消費税対応」など、現場でよくある Q&A や医療ニュースをまとめています。



<病院経営 Q&A>

Q. 「多機関共同指導加算」は、共同指導を実施した場合でも算定可能ですか？

<クリニック経営 Q&A>

Q. ホームページ上に代替医療や未承認薬の広告掲載は可能でしょうか？

<調剤薬局経営 Q&A>

Q. 薬局薬剤師が行う「他職種連携」との具体的な取組みを教えてください。

<人事労務 Q&A>

Q. 働き方改革～労働時間の客観的な把握について教えてください。

等

本資料の内容に関する一切の責任は株式会社日本経営に帰属します。また、この資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社日本経営に所属しており、電子的又は機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ無断で複製又は転送等はできません。使用するデータ及び表現等の欠落、誤謬等につきましてはその責めを負いかねます。なお、内容につきましては、一般的な法律・税務上の取扱いを記載しており、具体的な対策の立案・実行は税理士・弁護士等の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。